平成27年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会議事録

- 1 開催日時 平成27年8月25日 (火) 午前10時から午後0時15分
- 2 開催場所 春日井市役所南館4階 第3委員会室
- 3 出席者

【会長】 木全 和巳(日本福祉大学)

【委員】 神田 進 (春日井市身体障害者福祉協会)

田中 ヒサ子 (春日井市肢体不自由児・者父母の会)

河野 まゆみ (春日井市手をつなぐ育成会)

黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)

荒井 つたえ (春日井市居宅介護支援事業者連絡会)

大橋 伴子 (愛知県心身障害者コロニー)

三好 順子(春日井保健所)

山本 順子(春日井公共職業安定所)

大西 淳子(春日台特別支援学校)

田代 波広 (サポートセンター坂下)

鈴木 健一(公募委員)

石黒 照人(公募委員)

【オブザーバー】

綱川 克宜(尾張北部圏域地域アドバイザー)

【事務局】

健康福祉部長 宮澤 勝弘

障がい福祉課長 中山 一徳

同課長補佐 入谷 耕介

同課長補佐 渡辺 克匡

同障がい福祉担当主査 長坂 匡哲

同主任 川口 良子

同主任 稲垣 知子

【傍聴者】 6名

4 議題

- (1) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について
- (2) 障がい者を支援する事業の見直しについて

5 配布資料

資料1 障がい者施策推進協議会委員名簿

資料2 障がい者福祉の状況

資料3 第2次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の実施状況

資料4 第3次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の実施状況

資料 5 第1回地域自立支援協議会資料

資料6 障がい者を支援する事業の見直しについて

6 議事内容

【事務局・中山課長】(あいさつ)

(新委員の紹介 委嘱状交付 任期の説明、事務局紹介)

【事務局・宮澤部長】(あいさつ)

【大橋委員】(あいさつ)

【三好委員】(あいさつ)

【事務局・中山課長】(会議成立の要件等の報告、資料確認)

【木全会長】 本日は、お集まりいただきましてありがとうございます。

敗戦後70年経過し、NHK番組のハートネットでも、大島が軍事基地となり、島にあった知的障がい者の施設の生徒が疎開を余儀なくされ、寒さと飢えで命を落としていったという番組が報道されました。今日も、そのころのドイツにおいて行われた障がい者などの強制収容について報道される予定です。戦時下では、国の役に立たないと判断された人達の命は大事にされません。こういった報道番組から歴史に学ぶことの大切さを感じます。

もうひとつ、先日東北に出張した際に、障がい者が置かれている現状を視察してきました。仙台周辺の復興はめざましいですが、一歩離れるとまだまだ傾いている家屋などもあり、復興はうわべだけだと感じる場面もありました。

これらを踏まえて、一人ひとりの命や生活を大事にして、障がい者やその家族が、春日井市に住んでよかったと思えるように、昨年改定した計画を進めていきたいと思います。

議事録の署名ですが、今回は神田さんにお願いしたい と思います。

それでは、議題1に入りたいと思います。

議題1の第3次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗 状況については、地域自立支援協議会と一緒に進めていく ことが多いので、田代委員から地域自立支援協議会の取り 組みや課題などを、他課にまたがる部分は事務局から説明 していただきます。その説明を踏まえて、意見を積極的に 委員の方からいただきたいと思います。

【田代委員】 それでは、今回は資料4、5に基づいて、地域自立支援 協議会の取り組みと課題、計画の進捗状況などを報告した いと思います。

本年度、地域自立支援協議会は専門部会の再編を行いました。再編した目的は、昨年改定した計画の成果目標や地域の課題を当協議会の中で調査、分析して、計画に反映できるようにするためです。すまいの部会は継続し、新たな専門部会としてはたらく部会、子ども部会、相談支援連携部会を発足しました(資料4の2頁)。

まず最初に、基幹相談支援センターしゃきょうと4つの 相談支援事業所からの報告を見ていただきますと、共通し た課題が見えてきます(資料5の8頁)。現在サービスを 利用している障がい者やそのご家族に対しては、緊急の事 態にも対応できていますが、サービスにつながっていない、 またはサービスを利用したくても利用できていない障が い者やそのご家族に対しては、緊急の事態に対応するのが 困難になっているということです。サービスにつながって いない、またはサービスを利用したくても利用できていな い障がい者のご家族が急に亡くなられた場合、対応が困難 になります。また、周りがサービスの必要性を感じていて も、なかなかサービス提供に結びついていかない事例が、 障がい者とその家族が高齢の世帯に多く見られます。さら に、医療ケアを伴う障がい者の場合、日中活動やショート ステイなどのサービスが不足して、サービスを利用したく ても利用できず、やむを得ず家族介護を続けています。こ うした現状を踏まえ、計画にも地域生活支援拠点(資料4 の1頁)を春日井市としてどのように整備していくのかを、 委員のみなさんからも意見をいただけたらと思います。

また、運営会議でも議論されているのですが、計画に 記載されている進捗状況や達成率はあくまで国が決めた 計算上の数字であるため、実情にあっているか検証が必要 です。たとえば、ショートステイの達成率が高い場合は、 本当に利用できているのか、また、低い場合は、利用した いのに利用できていないのか、もしかしたら利用したい人が少ないのかもしれないなど、現状はどうなのかを調査しないといけないと思っています。そこで、本年度、運営会議を中心として、ショートステイや居宅介護のサービスに対する調査、分析をする予定ですので、第2回の会議にはその結果をご報告できると思います。

日中活動系の資源調査も本年度は完了しており、事務局がまとめている最中です。この調査からサービスの過不足、そこからみえる課題も今後あげていきます。

新たに発足した子ども部会も、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対して、6月にサービス等の資源調査を行っております。こちらも、今事務局がまとめていますので、秋頃には事業所を集めて報告会を行う予定です。その結果を踏まえて、計画の課題であるサポートブックの活用方法(資料4の3頁)にもつなげていけるよう子ども部会に期待したいと思います。

はたらく部会においては、計画の成果目標である就労移行支援事業所から一般就労への移行率や就労継続支援 B型の工賃、優先調達法の額について、随時調査、分析 を行っていきます。9月には、中部大学フェアにもブースを設置する予定です。

相談支援連携部会では、計画相談の作成率を増やしていくための取り組みについて検討していきます(資料5の28頁)。計画では、平成29年度の計画相談の作成率が23%となっており、現在春日井市にある8つの事業所に割り振った場合、1事業所あたり16件作成することにより達成されます。これを具体的にどう進めていくか検討していく予定です。

これからも運営会議を中心とした取り組みについて、 報告していきたいと思います。

- 【木全会長】 計画の改定から半年、地域自立支援協議会では、部会 の再編など計画の達成にむけて着実に動いていていただ いております。では、他の施策の進捗状況について、事 務局から説明をお願いいたします。
- 【事務局・長坂主査】 地域生活支援拠点の整備(資料4の1頁1①カ)については、運営会議において資源調査を行い、春日井市に必要な地域生活支援拠点の機能、役割を明確にしていきたい

と思います。次年度以降は、拠点整備に向けて、関係機関 や事業所との具体的な調整を行っていきます。

意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実(資料4の2頁②ア)については、4月に手話通訳者の設置時間、派遣範囲を市内から県内まで拡充しました。また、7月には市民病院における緊急時の手話通訳者の派遣体制を確保しました。

基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの 周知(資料4の2頁②キ)については、当事者団体との意 見交換会を実施しました。今後も、市民や事業者向けの研 修会の開催回数を増やします。

特別支援教育連携協議会の設置(資料4の4頁3①エ)については、近隣市町村の状況を確認しながら、設置に向けて検討を行います。現在、春日井市教育委員会が所属している愛日地区の11市町村のうち、2市(日進市、小牧市)のみ設置されています。

障がいのある人が作った物品の販売促進(資料4の4 頁4②イ)については、4月から福祉の里レインボープラ ザにおいて、元気ショップを新規出店しました。市役所の 元気ショップにおいては、新たに2事業所が販売を開始し ました。

各種委員会や協議会等への委員登用の促進(資料4の 5頁5①エ)については、防災会議の委員として春日井市 身体障害者福祉協会と一般財団法人春日井市介護保険居 宅・施設事業者連絡会からそれぞれ1名委員として委嘱し ました。

要配慮者のための避難所の指定(資料4の5頁キ)については、現在福祉避難所が市内15箇所ありますが、今年度中に第二希望の家の耐震改修工事を実施し、新たに指定する予定です。

障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施(資料4の6頁8①ア)については、今年度中に相談支援事業所連絡会または基幹相談支援センターが市民に対し、障がい者差別解消法をテーマにした講演会を行う予定です。また、障がいを理由とする差別に関する相談や苦情に対応する体制作りを検討します。成年後見制度の利用促進(資料4の6頁8②イ)については、4月に要綱を改正し、7月

に市民後見人の育成、成年後見制度の利用・相談支援の中 核となる高齢者・障がい者権利擁護センターを開設しまし た。

職員研修の実施(資料4の6頁9①ア)については、 市職員向けの対応要領を作成するとともに、新規採用職員 に対し研修を行う予定です。

【木全会長】では、ご意見をいただきたいと思います。

- 【黒川委員】 資料5の10頁にありますように、精神障がい者については、西部地区に活動可能な事業所が集中しており、東部地区の活動場所が限定されています。東部の人口比率に対して、福祉サービスが不足していると感じています。ぜひ、サービス資源の適正配置をしっかり検討いただきたいと思います。計画に定められているPDCAサイクルに基づいて、時間軸を大切にしながら、誰がどのように進めていくかを明確にした報告を次回お願いしたいと思います。
- 【木全会長】 日中活動の資源調査を行うときは、地区ごとのサービス資源量とそこにどのような障がいを持った方が住んでいるのか、そしてどのような支援が必要とされているのかを、特に地区を意識して調査、分析するとうことでよろしいですか。
- 【田代委員】 そうです。日中活動のアンケートもそのような内容となっています。今までも、以前は東部地区にサービス資源が多く、西部に少ない状況であったため、その結果を事業所にお伝えしたところ、西部に資源が増えてきたという実績もあります。このように、調査結果を事業所等に根気強く伝えていくことで、サービス資源の偏りを意識していただけるきっかけになればと思っています。
- 【木全会長】 地区ごとのサービス資源量とそこにどのような障がいを持った方が住んでいるのか、そしてどのような支援が必要とされているか調査を行うことで、事業所は利用者の需要を知ることができ、どこに事業所を進出すれば良いかの判断材料になると思います。
- 【河野委員】 資料4の1頁1①イにある計画相談支援の利用促進について、7月に計画相談支援の体制を整備したとありますが、具体的な内容の説明をお願いいたします。もうひとつ、従来のような親が代わりに記入するだけのセルフプランではなく、本当に利用者本人が必要とする支援を盛り込ん

だセルフプランを作成しなければいけないと地域自立支援協議会でも説明があったと思います。しかし、市から届いた更新案内では、計画相談の利用者に対しては、セルフプランの用紙も同封されておらず、説明もありませんでした。もう少し情報発信は丁寧であってほしいと思います。今朝も窓口にセルフプランらしきものを提出していた方をお見掛けしましたが、何度も「これだけでよいですか」と問いかける職員に対し「これでいい」とその方はそっけなく答えていました。セルフプランを選んだ方に対してもっと事前から十分な説明をして、計画相談も選択肢として考えていただけるようにしていくとよいと思います。計画相談に関しては、事業所側の対応はずいぶん進んできているように感じますが、利用者側の意識については、改革していく必要性を感じます。

【木全会長】 それでは、利用者側に立ってという部分で、事務局と オブザーバーの綱川さんから意見をいただきたいと思い ます。

【事務局・渡辺補佐】

まず、1点目のご質問ですが、本年度から、毎月指定 特定相談支援事業所の繁忙状況を確認して、情報の共有を しております。そうすることで、繁忙期にある事業所に計 画作成の依頼があった場合、余裕のある事業所に協力を依 頼することができ、早期に計画相談へつなげていくことが できます。2点目のセルフプランについてですが、いわゆ るセルフプランとは、法によると身近な地域に指定特定相 談事業所がない場合、または申請者が希望する場合は、指 定特定相談事業所以外の者が作成するサービス等利用計 画のことです。春日井市においては、県内でもセルフプラ ンの割合が高くなっており、本当に申請者が希望して、セ ルフプランになっているかどうか不明であるため、今後は それを確認しつつ、希望しない方については、計画相談へ 切り替えるようにしたいと考えております。さらに、今ま ではサービスの更新時に計画相談の案内を行っていまし たが、現在はその案内を3か月前にお知らせすることと し、指定特定相談事業所で計画相談を作成するよう促して いきます。その後、更新時にはセルフプランの様式も同封 したいと思います。また、セルフプランの様式も改善しつ つ、丁寧でわかりやすい説明を心掛けていきたいと思いま

す。

- 【綱川・地域アドバイザ-】 相談支援連携部会では、計画相談作成率向上に向けた 方針の周知、セルフプランの様式の見直しを検討しており ます。具体的な取り組みについては、資料5の26頁を参 考にしてください。今後、計画相談を進めていくには、事 業所側だけでは難しい部分がありますので、利用者側から の意見をいただき、部会でも検討しつつ、事務局と協力し て進めていきたいと思います。
 - 【木全会長】 春日井市の委託相談支援事業所では計画相談は原則と して作成しないと聞いていますが、計画相談を作成するこ とはありますか。
 - 【事務局・渡辺補佐】 委託相談支援事業所については、基本相談のみを委託 しています。
 - 【木全会長】 委託相談支援事業所には別に計画相談できる人がいるということですか。
 - 【事務局・渡辺補佐】 別に計画相談ができる人がいる事業所とない事業所が あります。
 - 【木全会長】 もし、サービスにつながっていない方が急に委託相談 支援事業所に相談にみえて、基本相談をおこなった結果、 計画相談が必要になった場合、すぐに計画を作れる方と 連携し、迅速に対応できるのか気になります。名古屋で は、基幹相談支援センターができるだけ困難ケースを受 け持ち、計画相談も受ける力を持っています。困難ケー スほど迅速にサービス等利用計画が必要になると思われ るので、サービス等利用計画を作る人が見つからないと いうことが起こるのは、ソーシャルワークとして基本的 によくないのではないでしょうか。その点についてどう 思われますか。
 - 【事務局・渡辺補佐】 望ましいのは、例えば委託相談支援事業所で相談員2 名の方が基本相談にあたり、計画相談が必要になった時 点で、同法人に基本相談とは別にサービス等利用計画を 立てられる人がいることであり、そのような事業所もあ ります。現在相談支援事業所で、基本相談を行う相談員 以外でサービス等利用計画を作れる人がいない事業所に 関しては、同法人内でサービス等利用計画が作れる体制 を取れるようにお願いしております。

【木全会長】 ありがとうございます。

【石黒委員】 委託相談支援事業所では計画相談はできないということでしょうか。

【事務局・渡辺補佐】 春日井市の委託相談支援事業所は、指定特定相談支援 事業所の指定を取っていますので、できるかできないかと いえばできます。

【木全会長】 委託をしているところは、指定特定をとっているので本来計画相談もできないといけないけれど、できていない事業所があるということですね。

【事務局・渡辺補佐】 基本相談は、相談の最初の入り口になりますので計画 相談と兼務では、基本相談業務に支障がでると考えてお り、基本相談を専属でお願いしています。

【木全会長】 計画相談が必要な人が何百件とあるのではなく、数件ある中で、委託の相談員が力のある人であれば、計画を作るべきで、必要ならその分を委託契約の金額から差し引いてもいいと思います。問題なのは、計画相談できない事業所に委託していることだと思います。サービスにつながっていない人に何か緊急に起こった時対応できるのが委託相談支援事業所であるならば、もう少し柔軟にソーシャルワークを行っていただきたいともいます。少し検討していただけるとよいと思います。その他にありますか。

【石黒委員】 資料5の27頁のところで、繁忙期を把握するとありますが、どのように把握される予定ですか。

【事務局・渡辺補佐】 現在ある8つの計画相談ができる事業所に対して、今 どれだけの件数に対応中で、待ちはどのくらいあるかを、 電話で確認し、その8事業所と基幹相談支援センター始 め委託の5事業所に周知しております。

> 【石黒委員】 わかりました。それは、施設ごとに一覧にしたもので 周知したのでしょうか。

【事務局・渡辺補佐】 そうです。

【石黒委員】 それは、一般市民にも公開できますか。

【事務局・渡辺補佐】 目的としましては、依頼を受けた事業所がいっぱいであったときに別の事業所を紹介できる仕組をつくるために作成したものですので、一般には、周知するということは今のところ考えておりません。

【石黒委員】 推進協議会の委員には公開できますか。

【事務局・渡辺補佐】 協議会で必要があるのであれば、別の機会に資料とし

て提示します。

【石黒委員】 また、対応できる事業所とありますが、何を基準と して判断するのでしょうか。

【事務局・渡辺補佐】 明確な基準は特にないですが。

【綱川・地域アドバイザ-】 事業所側からお答えします。基準としては、事業所それぞれが、独自に判断されるのだと思います。

【石黒委員】 そうしましたら、先ほどの一覧に、それぞれの事業 所の対応可能件数を入れていただけますか。

【事務局・渡辺補佐】 それぞれの事業所がどれだけの件数まで対応できるか ということですか。

【石黒委員】 推定で構いませんが。

- 【木全会長】 これは、難しい問題だと思います。ひとつは、相談 支援専門員の経験年数によっても左右されます。もうひと つ、サービスをたくさん使われる人や家族間で問題を抱え ている人など、ひとつのサービス等利用計画を作る際に時 間がかかる場合もあれば、そうでない安定したサービスの みで、比較的時間のかからない場合もあります。ケースに よって対応できる件数が変わってくるわけです。たくさん の事業所があるのであれば、平均を取ることも可能ですが、 そうでない場合は難しいと思います。それらを加味したそ れぞれの事業所の適切な計画相談件数を把握しつつ、上手 に配分して、8つのうちひとつの事業所でも、もう計画相 談はできないという事態が起こらないようにしていくこ とが大事です。一覧には、8つの事業所それぞれにどんな 能力の相談員がいて、今どんなケースを担当していて、待 ちはこれぐらいですいうことは記載してもいいと思いま すが、それ以上のことは難しいと思います。
- 【石黒委員】 木全会長がおっしゃられるとおり事業所それぞれが判断された目標数字でよいと思います。数字がでると一人歩きしやすいのでその点だけは注意しないといけないと思いますが、今の時点で、そのような目標数字は明らかになっていたほうがよいと思います。
- 【木全会長】 そのような形で報告していただけると、地域自立支援協議会や推進協議会で課題などを把握しやすくなると思います。
- 【石黒委員】 地域アドバイザーの方にお聞きしますが、西の圏域で は昨年、事業所あたり何件の計画相談をしているか数字

が出ていたと思いますが、委員の方に相談支援専門員が 何件相談を抱えているか知っていただくためにも、資料 として提示いただくことはできますか。

【木全会長】 昨年の実績値はでますね。

【事務局・渡辺補佐】 先ほどの一覧とあわせて提示できるかと思います。

【石黒委員】 更新に伴って、3か月前に計画相談へ移行していっていただけることに期待したいと思いますが、あわせて、セルフプランの場合はモニタリングを市町村が実施することも、更新に伴って周知いただきたいと思います。そして、できるだけきちんと相談支援専門員に計画相談を依頼されるよう促していってほしいと思います。

【事務局・渡辺補佐】 いろいろな提案をいただきましたので、相談支援連携 部会で検討していきたいと思います。

【木全会長】 本人とそのご家族にとってわかりやすいもので周知いただけるとよいですね。それから、課題になっている地域生活支援拠点整備ですが、今年中に予算にのせないと来年からできないと思います。ここから半年間かなりつめていかないといけないですが、何とかなりそうですか。運営会議を中心に進めていく感じですか。

【事務局・長坂主査】 地域生活拠点の役割、機能については、国から示されているところですが、長期入院中の精神障がい者や施設入所している障がい者の地域移行や障がい者の親元からの自立に対しての相談機能、一人暮らしやグループホームの体験の場の提供、緊急時の対応、医療的ケアや行動障がいへの対応などの専門性が高い人材の育成があげられています。今すでにある事業所を利用していくのか、地域生活支援拠点として整備していくのか、本年度運営会議が中心となって、春日井市の地域生活支援拠点に求められる機能を検討していきたいと思います。

【木全会長】 24時間の相談機能を持たせるには、どれくらい人件 費がかかるのか試算を始めている市町村があるので、少 し急いでいただかないといけないと思います。もうひと つ、障がい者差別解消推進法の関係の権利回復や苦情相 談の仕組み作りも、来年4月施行に間に合うようにしな いといけないですね。

【事務局・長坂主査】 市職員の対応要領については、地域自立支援協議会や 推進協議会などで、内容を検討し、服務規程の一環とし て位置づけられるよう考えています。もうひとつ、相談や苦情解決の窓口についても、すでに委託相談支援事業所において、権利擁護に関する相談も行っていますので、こういった委託相談支援事業所を窓口とするのか、または虐待防止センターである基幹相談支援センターを窓口とするのか体制について検討していきたいと思います。また、差別解消支援地域協議会も、市には設置義務はありませんが、地域自立支援協議会や推進協議会など既存の組織の活用が可能であるか検討していかなければならないと考えております。

【木全会長】 地域自立支援協議会はどうしますか?権利擁護部会はないですよね。障がい者や高齢者の権利擁護センターや虐待防止センターを含めてどのように整理していきますか?

【事務局・長坂主査】 その点につきましては、高齢福祉課とも相談しながら 進めていきたいと思います。

> 【木全会長】 この協議会の第2回目の会議までには固まっていない といけないので、進めてください。他にありますか。

> 【石黒委員】 ハローワークなど多岐に渡るものだと思いますので、 自立支援協議会だけに任せるわけにはいかないものだと 考えています。

> 【木全会長】 ハローワークでは情報やチラシ、今後の動きなどどうなっていますか。

【山本委員】 今のところ具体的なことは何も決まっていません。

【木全会長】 学校のほうは文部科学省が指針を出したと聞いていますが、どうでしょうか。

【大西委員】 まだ説明段階で、具体的にどうしていけばいいのかまで、話ができていない状態ではないかと思います。小中学校、高等学校では特別支援教育コーディネーター研修会などで合理的配慮や環境の整備について話題にしているようです。

【木全会長】 4月1日に間に合わせないといけないので、これからが大変になりますね。では議題2へ入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局・長坂主査】 (資料6に基づいて説明)

【木全会長】 所得制限はありますか。

【事務局・長坂主査】 心身障がい者扶助料、障がい者移動支援事業は所得

制限がありますので、新制度も同じ所得制限を予定しています。具体的には、本人所得が360万を超える方は対象となりません。扶養者がいる場合は、所得制限額が変わります。

【木全会長】 所得には年金を含めますか。

【事務局・長坂主査】 含めます。

【木全会長】 そのほか、ご意見ありますか。

【鈴木委員】 どうやって使えばいいかわからないです。デイサービスに使いたいですが、事業所がなくて使えないし、タクシーも車椅子タクシーが少なすぎて使えません。 バスにも使えませんね。

【木全会長】 鈴木委員の場合、今いくらもらえていて、それが新 制度だとどうなるのか説明があるとわかりやすいと思 います。

【鈴木委員】 新制度では、最重度か重度になると思います。

【木全会長】 事務局で詳しくわかりますか。

【事務局・長坂主査】 身体障がい者手帳1級の場合、現在扶助料は月額4, 500円、新制度では月額4,000円となります。も し、国の特別障がい者手当を受給していれば、最重度の 区分になり、月額5,000円となります。ガソリン券 については、現状月額1,200円ですが、決められた 月ごとに使用しなければならないという利用制限があ りますが、新制度では、1年の有効期限内であれば使い たいときにまとめて使うことができます。

- 【鈴木委員】 タクシーを使おうと思ったとき、車椅子で使えるタクシーはすごく少ないです。春日井市では、小型がほとんどですし、中型だと使用するには躊躇する値段になります。車椅子でも使えるタクシー会社とその台数の一覧表を作成するなど利用しやすくしてほしいと思います。
- 【木全会長】 鈴木委員の場合、単純に月額5,700円だったものが、新制度では4,000円になるということですね。そのかわり、使える範囲も広く、ガソリン券についても利用制限がなくなるということですね。当事者団体の委員の方から一人ずつご意見を伺いたいと思います。

【田中委員】 現在、扶助料や健康管理手当は口座に自動的に振り

込まれるので、ありがたみが薄れている気がします。 このような商品券であれば、日常生活でも使えますし、 私たちは税金の中で保護されている実感がもてると 思うので、良いのではないかと思っています。

- 【神田委員】 案としては、いいと思いますが、使い勝手が良いか どうかが重要なところだと思います。また、事業全体 の金額が減ることで、それが生活環境の悪化につなが らないようにしないといけないと思います。
- 【河野委員】 具体的にアンケートはとったことはありませんが、振り込まれる扶助料や健康管理手当については、そのまま貯蓄になっているのが現状だと思います。今は福祉サービスの利用料金も口座引き落としが多いので、本当に新制度の応援券が福祉サービスに使えるのかが気になります。福祉サービスについては、代理受領の部分がほとんどですので、本人の支払いがほとんどない中で、応援券が福祉サービスに使用できるのでしょうか。事業所の協力が得られるのかも気になります。それにまず、金額的には月額1,700円減るわけですから、少し嫌な思いはします。障がい福祉サービス費が増えていく中での転換だと思いますが、この応援券を福祉サービスに使っていただくためにも、この機会に外出支援である移動支援について、条件を見直して、社会参加の促進につなげていただきたいと思います。

応援券で配られた場合、どうしたら福祉サービスに利用してもらえるかについて、イメージしにくい感じがします。一括で48,000円いただいたときに、地道に生活してきた障がい者が、たとえば、タクシーに利用して、片道24,000円分のところまで外出しようかということになるのかなと思います。家族が使用するならできるでしょうが、あくまで、本人のために支給されるものであるとするならば、本当にこの応援券が活かされる場所が少ない感じがします。使える場所を拡充していただくことと、障がい福祉サービスで使えるように検討していただきたいと思います。

【木全会長】 この資料だけでは、事業所とのやり取りを含めて、本 当に障がい福祉サービスに使えるのかわからないという ことですね。 【河野委員】 応援券を渡したら、口座引き落としの部分に当てることができるのか、今でも煩雑な業務を抱えている事業所で応援券が利用できるのかどうか。

【木全会長】 市内の事業所には応援券を受け付ける義務を課すので すか。

【事務局・長坂主査】 あくまでこの事業に賛同してくださる事業所のみとなります。市内事業所については、できるだけ協力していただけるよう働きかけをしていきます。河野委員がおっしゃられるように、自己負担があるのは、大人の場合は1割、子供の場合は、親の収入がありますので、8割程度です。この自己負担以外にも、入所者など障がい福祉サービス給付以外で支払っている実費の部分にもあてていただけるように、事業所に協力を依頼していきます。協力していただく事業所の拡大には、商工会議所などにも依頼していきたいと思っています。

【河野委員】 サボテン券のように、市内の活性化も考えるならば、 障がい者も市内をもっと移動しやすいようにしてほしい と思います。はあとふるライナーを含め、もっと、生活 しやすい町にしていただくことを前提として、こうした 事業を行ってほしいと思います。

【黒川委員】 愛知県精神障害者家族会連合会を通じて他市の状況を 調べましたが、現在の春日井市の5,700円分につい ては、他市と比べて遜色ありません。それが、新制度で は減ることになりますので、これを頼りに生活されてい る方には厳しい制度であると感じます。

> また、障がい福祉サービスの増加については、高齢化 に伴う部分も含まれていると思うのですが、内容を教え ていただけますか。

【事務局・長坂主査】 資料 6 表 4 の給付の中身は、居宅介護や就労継続支援 などの介護給付費及び訓練等給付費と障がい者生活支援 センターなどの地域生活支援事業、放課後デイサービス などの障がい児通所等給付事業の合計金額となっています。自立支援医療給付などの医療費については除いてあります。

【木全会長】 相談支援をしている中で、このような制度が始まった とき困るような方が出そうですか。

【綱川・地域アドバイザー】 銀行振り込みから個別配達になった場合、特に知的

障がい者の方については、どうやって使ったらよいか など戸惑われる方が多いと思いますので、事前の周知 をしっかりしていただきたいと思います。

【木全会長】 印刷代やシステム開発費がかかると思うので、その 分ほかのやり方もあるのではないかとも思います。現 金だと何でも使えるという部分で、メリット、デメリ ットがありますが。事業者の立場からどうですか。積 極的に応援券を受け付けられそうですか。

【荒井委員】 事務量がすごく増えると思います。利用方法もお互 いが十分理解してやっていけるのか、混乱するのでは ないかと心配しています。

【木全会長】 丁寧に見ていくと課題はたくさんありそうですね。 パブリックコメントをみながら、団体の方、事業者の 方、より使いやすい制度にするための意見を出してい ただけると良いと思います。その他にありますか。

【黒川委員】 今年度4月以降の新規申請者について、きちんと計画相談をしていただいているのか、また、計画相談されていない方の市としてのフォローをどのようにしていくのか、さらに、児童については新規申請者が多いので、計画相談の数字を教えていただきたいと思います。

【事務局・入谷補佐】 新規の方には計画相談の事業所を紹介をしています。 児童の方も積極的に計画相談を受け付けていただいて いますので、数字は増えています。

【木全会長】 次回に資料を提示していただきましょう。

【事務局・中山課長】(閉会のあいさつ)

上記のとおり、平成27年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及びあらかじめ指名する委員1名が署名する。

平成27年10月26日

会 長 木全 和巳

署名人 神田 進